

「JAL 整理解雇」は ILO(国際労働機関)条約違反!!

早期「勧告」求め ILO 本部に訪問団、原告 3 名を含む 12 名が訪欧へ

日本航空の不当解雇は ILO 条約違反。不当解雇撤回に向け、ILO 条約も活用して闘おうと、5月14日、「ILO 条約を学ぶとともに闘う交流集会」が開催されました。交流集会は、航空連、東京地評、東京社会医学研究センター、ILO 条約を日本に批准させる会が共催、79名が参加しました。

講演を受けて討論、郵産労や全教、国労の経験からも学びました

集会は東京社会医学研究センター村上剛志理事の開会挨拶で開会、三つの基調講演を受けて討論し、闘いの経験交流を行いました。

基調講演のテーマと講師

「今日の日本の労働者の現状と ILO 条約の活用」

牛久保 秀樹 弁護士

「日本航空整理解雇事件 ILO への申し立てについて」

堀 浩介 弁護士

「郵産労の ILO 訪問活動とその成果」

廣岡 元穂 郵政産業労組(郵産労)中央執行委員長

討論では、全日本教職員組合(全教)、国鉄労働組合(国労)より、ILO を活用した闘いの経験と合わせ、その成果について発言がありました。



【写真】集会で訪問団のメンバーを紹介

— 基調講演などで話された内容 —

ILO 条約を活用して 日本の現状を変えよう！

是正勧告が出されれば「**条約を守らないモラルのない国**」と政府が世界から批判されます。不当解雇撤回まで、何度も勧告を出させ、闘いに生かすこと、国際連帯で世界の労働基準を行き上げることが、展望をさらに広げる上で重要です。

ILO 憲章より

「いざれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国に障害となる」

意外と知らない ILO

- 加盟国は183カ国
- ILO 条約:批准すれば政府も使用者も、その実施が義務づけられる。
- 日本は、188 の条約中僅かに 48 しか批准していません！

日本航空の不当解雇事件は下記条約(日本批准)に違反

- 第87号条約 「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」=情報を提供、3月24日に正式に申立
- 第98号条約 「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」=情報を提供、3月24日に正式に申立
- 第122号条約 「雇用政策に関する条約」=情報を提供、今後申し立てを検討

第111号条約 「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」について

日本が批准していない条約で、「雇用と職業の面で、どのような差別待遇も行われてはならないこと」が規定されています。情報提供として日本航空の状況を ILO に報告するとともに、日本に批准を働きかけるよう要請します。

今後の裁判への影響は

- (1)裁判官も国際的労働基準の適用を軽視できなくなる
- (2)政府が関与した再建で、裁判所選任の管財人が強行した「整理解雇」に対する責任=国の責任が明確になる。

ILO訪問団の日程

5月22日出発、ILO への情報提供や働きかけの後、ロンドンへ移動し、ITF(国際運輸労連)、IFALPA(国際定期航空操縦士協会連合会)を訪問、5月29日帰国予定。